令和３年６月１日
資　料　提　供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「営業時間の短縮要請」問い合わせ窓口の変更について

令和３年５月２８日の知事記者会見で発表しましたとおり、和歌山市に所在する飲食店等に対する「営業時間の短縮要請」については、本日、令和３年５月３１日（月）をもって終了となります。

これに伴い、和歌山県において設置していた標記問い合わせ窓口を以下のとおり変更いたしますので、お知らせします。

記

＜現在の専用ダイヤル＞

和歌山県危機管理局

電話　０７３－４４１－２９０７

ＦＡＸ　０７３－４２２－７６５２

※電話受付時間９時から１７時４５分まで（休日を含む）

＜変更後の連絡先＞

変更日　　令和３年６月１日（火）～

電話番号　０７３－４４１－２２７５

受付時間　月曜日から金曜日の９時から１７時４５分（祝日を除く）

ＦＡＸ　　０７３－４２２－７６５２

なお、協力金に関するお問合せ先は、以下のとおり変更ありません。

和歌山県営業時間短縮要請協力金事務局

【電話】０１２０－２５８－７５６（９：００～１７：００（土日祝除く））